

6 岩井市・猿島町合併協議会の設置

岩井市・猿島町・境町合併協議会開催休止という事態に対し、岩井市と猿島町においては、1市2町の合併推進を基本として継続していくものとするが、住民投票の結果によっては、1市2町の合併が困難となる場合も想定されることから、平成17年3月の合併特例法期限内の合併を目指して、岩井市と猿島町の合併推進についても並行して協議を行うこととし、平成16年7月に改めて住民説明会を開催した。その結果、1市1町での合併を推進することに住民の理解が得られたことから、岩井市と猿島町では、平成16年8月6日それぞれ臨時議会を召集し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会設置の議案を提案し議決を得た。

これにより、平成16年8月6日両首長名で県知事宛に、岩井市・猿島町合併協議会の設置を届け出た。

岩企企発第66号
猿企発第243号
平成16年8月6日

茨城県知事 橋本昌様

岩井市長 石塚仁太郎
猿島町長 野口正夫

岩井市・猿島町合併協議会の設置について（届出）

岩井市・猿島町との合併に関する協議及び新市建設計画の作成その他の事務を行うため、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、岩井市・猿島町合併協議会を設置したので、地方自治法第252条の2第2項の規定により、別添の書類とともにお届けします。

添付書類

- 1 合併協議会設置理由書
- 2 合併協議会設置に関する協議書の写し
- 3 関係市町議会の議決証明書
- 4 関係市町告示書の写し

合併協議会設置理由書

岩井市、猿島町、境町は、歴史的に密接なつながりを有していること、近年の交通・通信手段の発達による日常生活圏の拡大や、少子・高齢化の進展等に対応できる行政体制の整備が必要となってきたこと等を踏まえ、平成15年5月に岩井市・猿島町・境町合併協議会を設置し、鋭意、協議検討を進めてきたところであります。

しかしながら、境町において、合併の是非について賛否を問う住民投票が実施されることとなり、1市2町の合併協議会が本年7月から休止されたところであります。

このような状況に鑑み、岩井市と猿島町におきましては、1市2町の合併推進を基本として継続していくものとしますが、住民投票の結果によっては、1市2町の合併が困難となる場合も想定されますことから、平成17年3月の合併特例法期限内の合併を目指して、岩井市と猿島町の合併推進についても並行して協議を行う

こととし、ここに「岩井市・猿島町合併協議会」を設置するものであります。

(1) 合併協議会協議経過

平成16年8月6日に設置された岩井市・猿島町合併協議会では、合併に関する案件について協議決定していった。4回の協議会の概要は次のとおりである。

【第1回合併協議会】(平成16年8月12日・岩井市立総合体育館卓球場)

[報告事項]

- 報告第1号 岩井市・猿島町合併協議会規約について
- 報告第2号 岩井市・猿島町合併協議会規約等に関する協議書について
- 報告第3号 岩井市・猿島町合併協議会幹事会設置規程について
- 報告第4号 岩井市・猿島町合併協議会専門部会設置規程について
- 報告第5号 岩井市・猿島町合併協議会分科会設置規程について
- 報告第6号 岩井市・猿島町合併協議会事務局規程について
- 報告第7号 岩井市・猿島町合併協議会財務規程について
- 報告第8号 岩井市・猿島町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

[協議事項]

- 協議第1号 岩井市・猿島町合併協議会運営規程について
- 協議第2号 岩井市・猿島町合併協議会会議傍聴規程について
- 協議第3号 岩井市・猿島町合併協議会会議録等閲覧規程について
- 協議第4号 岩井市・猿島町合併協議会小委員会設置規程について
- 議案第1号 平成16年度岩井市・猿島町合併協議会事業計画について
- 議案第2号 平成16年度岩井市・猿島町合併協議会予算について
- 協議第5号 協議検討項目(協定項目)について

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 財産の取扱い
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 8 地域審議会の設置
- 9 地方税の取扱い
- 10 一般職の職員の身分の取扱い
- 11 特別職の職員の身分の取扱い
- 12 条例・規則の取扱い
- 13 組織及び機構の取扱い
- 14 一部事務組合等の取扱い
- 15 使用料・手数料等の取扱い
- 16 公共的団体等の取扱い
- 17 補助金・交付金等の取扱い
- 18 行政連絡機構の取扱い
- 19 町・字名の取扱い
- 20 慣行の取扱い
- 21 事務事業の取扱い
 - ①消防団の取扱い
 - ②納税の取扱い

- ③姉妹都市・国際交流事業の取扱い
- ④電算システムの取扱い
- ⑤窓口業務の取扱い
- ⑥環境業務の取扱い
- ⑦国民健康保険事業の取扱い
- ⑧健康事業の取扱い
- ⑨福祉事業の取扱い
- ⑩介護保険事業の取扱い
- ⑪農林水産事業の取扱い
- ⑫商工観光事業の取扱い
- ⑬水道事業の取扱い
- ⑭下水道事業の取扱い
- ⑮建設関係事業の取扱い
- ⑯学校教育事業の取扱い
- ⑰生涯学習事業の取扱い

22 新市建設計画

- 協議第6号 行政制度等の調整基本方針について…別表1参照
- 協議第7号 新市建設計画策定方針について…別表2参照
- 協議第8号 合併の方式について…別表3参照
- 協議第9号 合併の時期について…別表3参照
- 協議第10号 新市の名称について…別表3参照
- 協議第11号 新市の事務所の位置について…別表3参照

[協議会概要]

第1回合併協議会では、会議に先立ち各委員に委嘱状が交付された。引き続き、報告と協議が行われ、協議事項では、平成16年度の事業計画及び予算、基本4項目などの協議が行われ、いずれも原案どおり承認された。

基本4項目は、合併の方式は「新設合併」、合併の時期は「平成17年3月22日」、新市の名称は「坂東市」、新市の事務所の位置は、分庁方式を採用することなどが決定された。

○岩井市長あいさつ

平素より、合併の推進につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆さんご承知のとおり、先月の1市2町第17回合併協議会におきまして、岩井市と猿島町は、境町に対して、合併特例法期限内での合併を目指すためには、時間的な制約もあり、1市2町合併と並行して、1市1町での合併を検討せざるを得ない旨の申し入れを行ったところです。

このような経過を踏まえて、岩井市と猿島町では、7月下旬、それぞれ住民説明会を開催したところ、住民の皆様方からは、1市1町の合併について並行して協議を進めること並びに境町の住民投票の結果によっては岩井市と猿島町が先行して合併することにつきまして、肯定的な理解を示していただきました。

一方、両市町におきましては、この1市1町の合併を円滑に推進することができますよう、首長間、あるいは、議会議員の皆さんの間で、何度も意見交換の場を持ち、事前の協議調整に努めたところです。

その結果、基本的な考え方といたしまして、「1市2町の合併協議会で協議を重ねてきた考え方をベースとして、並行して1市1町の合併推進を協議していくこと」、「期限内に境町の結論が合併の方向で得られた場合には、1市2町の法定協議会を再開すること」を相互に確認しあい、8月6日、両市町の臨時議会において、岩井市・猿島町合併協議会の設置について議決され、協議会の設置の告示をしたところです。

いかなる市町村合併であっても、平坦な道ばかりではないと考えます。この1市1町の合併推進につきましても、立場の違い、多様な意見や見解があっても、揺るぎのない信念と、相互の信頼や配慮があれば、困難を乗り越え、目標を成就できると確信しております。

最後に、輝かしい未来に向けて新たな歩みを始めることができますように、一層のご尽力とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、ごあいさついたします。

○猿島町長あいさつ

はじめに、この1市1町の合併協議を推進するに当たりまして、岩井市さんにおかれましては、基本4項目をはじめとする協議について、基本的な考え方といたしまして、1市2町の協議をベースとする旨の確認を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、猿島町におきましては、先月末、町内4つの会場におきまして住民説明会を開催しました。私は、昨年から積み重ねてきた合併協議を無駄にすることなく、平成17年3月の合併特例法期限内での合併を実現することは、私どもの重大な責務であると考えており、住民説明会のおきましても、一生懸命に説明を行いましたところ、1市2町に並行して岩井市と猿島町で合併協議を進めることについて、その推進に十分なお理解と期待を賜ったところでございます。そのような背景のもと、この1市1町の合併協議会を設置し、推進しようとするものでございますが、猿島町におきましては、私も議会も、相当の覚悟をもって臨んでいるところであります。まさに、不退転の決意で推進する所存でありますので、皆様のお理解とご支援を下さいますようお願い申し上げます。

最後に、本協議会での協議は、非常に短い時間での協議をお願いすることとなりますが、石塚会長さんとも十分に力を合わせ、全力で取り組んでまいりますので、尚一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

〈別表1〉 行政制度等の調整基本方針について（抜粋）

岩井市と猿島町の合併に係る行政制度等の調整については、岩井市・猿島町・境町合併協議会で協議、決定された調整方針を踏襲するものとする。

ただし、境町の制度を踏まえ調整方針を定めているものについては、再調整が必要となることから、当協議会において再協議を行うものとし、その際には、下記の基本原則及び基本的な考え方にに基づき調整を行うものとする。

1 基本原則	
(1) 一体性確保の原則	合併後速やかに一体性の確保に努める。
(2) 住民福祉向上の原則	住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
(3) 負担公平の原則	負担公平の原則に立ち、行政格差を生じさせないように努める。
(4) 健全な財政運営の原則	合併後健全な財政運営に努める。
(5) 行政改革推進の原則	行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
2 基本的な考え方	
(1) 今般の岩井市、猿島町との調整は、効率的に制度の統一を図ることを基本とする。	
(2) しかしながら、岩井市、猿島町のそれぞれにしかない制度もあるため、合併に伴い住民サービスの低下を招かないことや、住民生活に急激な変化をもたらさないことを原則に調整する。	
(3) 合併時あるいは合併翌年度に制度の統一を図ることを原則とするが、特別な事由により統一が難しい課題に関しては、合併後も継続して調整することとする。	
(4) 国・県を中心とした関係行政機関等との協定内容は、原則として引き継ぐものとする。	

〈別表2〉 新市建設計画策定方針について（抜粋）

<p>新市建設計画の策定にあたっては、岩井市・猿島町・境町合併協議会で策定した「坂東市まちづくり計画（案）」を踏襲するものとし、下記の点を基本とする。</p> <p>1 計画の構成については、下表のとおりとする。</p> <p>2 岩井市及び猿島町の総合計画をベースとしつつ、「坂東市まちづくり計画（案）」において検討した合併効果を発揮した新しいまちづくりのための施策を踏まえ、新市のまちづくりを検討する。</p> <p>3 財政計画の策定や合併支援制度の活用にあたっては、合併後の一体性の確立や均衡ある発展に資する施策の実現を図るとともに、健全な財政運営が担保できるよう配慮する。</p>

新市建設計画の具体的構成について

第1部 序論
第1章 合併の必要性と効果 第2章 計画策定の方針
第2部 新市の概況
第1章 位置と地勢 第2章 人口等の想定 第3章 新市を取りまく状況等
第3部 新市建設の基本構想
第1章 新市の将来像 第2章 新市建設の基本方針 第3章 新市の土地利用構想
第4部 基本構想を実現するための分野別計画
第1章 施策体系 第2章 分野別計画 第3章 分野別計画を推進するプロジェクト
第5部 公共的施設の統合整備
第6部 財政計画

〈別表3〉 基本4項目について（抜粋）

<p>基本4項目については、これまで岩井市・猿島町・境町合併協議会で協議を重ねてきたものをベースとして、協議・検討を行い次のように決まりました。</p>	
合併の方式について	新設合併とする。
合併の期日について	平成17年3月22日とする。
新市の名称について	坂東市とする。
新市の事務所の位置について	<p>1 分庁方式を採用することとし、それぞれ岩井庁舎、猿島庁舎と呼称する。</p> <p>①新市の事務所の位置は、岩井庁舎の位置とする。</p> <p>②各庁舎へ配置する機能は、原則として、岩井庁舎へは総務部門、企画部門、市民部門、環境部門、商工観光部門、建設部門、議会を、猿島庁舎へは保健福祉部門、農政部門、教育部門、農業委員会を配置することとする。</p> <p>③住民サービスの混乱を招かないよう、分庁方式へ移行するまでの経過措置として、当面の間、現行の組織を活用し対応する。</p> <p>2 合併後の新庁舎の建設位置については、概ね中心部とし、新市において協議する。</p>

【第2回合併協議会】（平成16年8月30日・猿島町中央公民館講堂）

[協議事項]

協議第12号 行政制度等の調整方針案について

- 協議検討項目番号 5 財産の取扱い
- 協議検討項目番号 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 協議検討項目番号 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 協議検討項目番号 8 地域審議会の設置
- 協議検討項目番号 9 地方税の取扱い
- 協議検討項目番号10 一般職の職員の身分の取扱い
- 協議検討項目番号11 特別職の職員の身分の取扱い
- 協議検討項目番号12 条例・規則の取扱い
- 協議検討項目番号13 組織及び機構の取扱い
- 協議検討項目番号14 一部事務組合等の取扱い
- 協議検討項目番号15 使用料・手数料等の取扱い
- 協議検討項目番号16 公共的団体等の取扱い
- 協議検討項目番号17 補助金・交付金等の取扱い
- 協議検討項目番号18 行政連絡機構の取扱い
- 協議検討項目番号19 町・字名の取扱い
- 協議検討項目番号20 慣行の取扱い
- 協議検討項目番号21 事務事業の取扱い
 - 分類番号 1 消防団の取扱い
 - 分類番号 2 納税の取扱い
 - 分類番号 3 姉妹都市・国際交流事業の取扱い
 - 分類番号 4 電算システムの取扱い
 - 分類番号 5 窓口業務の取扱い
 - 分類番号 6 環境業務の取扱い
 - 分類番号 7 国民健康保険事業の取扱い
 - 分類番号 8 健康事業の取扱い
 - 分類番号 9 福祉事業の取扱い
 - 分類番号10 介護保険事業の取扱い
 - 分類番号11 農林水産事業の取扱い
 - 分類番号12 商工観光事業の取扱い
 - 分類番号13 水道事業の取扱い
 - 分類番号14 下水道事業の取扱い
 - 分類番号15 建設関係事業の取扱い
 - 分類番号16 学校教育事業の取扱い
 - 分類番号17 生涯学習事業の取扱い

協議第13号 坂東市建設計画（案）について

[協議会概要]

第2回合併協議会では、行政制度等の調整方針案（33項目）及び坂東市建設計画（案）について協議した。行政制度全般にわたる調整方針案について協議・検討され、いずれも原案どおり承認した。

坂東市建設計画（案）については、新市建設の基本理念や将来像を柱とする基本構想、土地利用構想、基本構想を実現するための分野別計画や合併効果を生かしたプロジェクト、合併後10年度間の財政計画等が提案され、協議・検討のうえ承認した。

第1回合併協議会において承認された基本4項目と合わせて、坂東市建設計画を除く協議検討項目（協定項目）の協議が整った。

※行政制度等の調整方針（第2回合併協議会決定内容）

○財産の取扱い

〔調整方針〕

1市1町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、特定目的基金については、当該事業を推進するための財源として旧市町単位で特例的運用を認めるものとする。

○議会議員の定数及び任期の取扱い

〔調整方針〕

1市1町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年12月21日まで引き続き新市の議会の議員として在任するものとする。

新市発足後、最初に行われる選挙の際の議員の定数は26人とするものとする。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

〔調整方針〕

新市に1つの農業委員会を設置するものとし、1市1町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。

農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の選挙による委員の定数は、18人とするものとする。

新市の選挙の単位は、旧市町の区域に1選挙区を設けることとし、各選挙区において選挙すべき定数は、新市において定めるものとする。

○地域審議会の設置

〔調整方針〕

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を、合併前の1市1町の区域ごとに設置する。

地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、「地域審議会の設置に関する協議」のとおりとする。

○地方税の取扱い

〔調整方針〕

1市1町で差異のある税制については、原則合併時に統一するものとする。

法人市民税の法人税割の税率については、14.7%とするものとする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとするものとする。

都市計画税については、合併時に岩井市の制度に統一するものとする。ただし、猿島町においては、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度について課税を免除するものとする。

○一般職の職員の身分の取扱い

〔調整方針〕

1市1町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図るものとする。

○特別職の職員の身分の取扱い

〔調整方針〕

特別職の職員の設置、人数、任用については、法令等の定めるところに従い調整するものとする。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置するものとする。

特別職の職員の報酬については、類似団体の特別職の職員の報酬額を参考に調整するものとする。

○条例・規則の取扱い

〔調整方針〕

条例・規則の制定、施行に当たっては、合併協議会で協議、承認された各種行政制度等の調整内容に基づき、合併後に支障をきたさないよう整備するものとする。

○組織及び機構の取扱い

〔調整方針〕

当面は、現行の岩井庁舎・猿島庁舎を有効に活用する分庁方式とし、庁舎ごとに部門（部課）を分散配置するものとする。

各庁舎には、住民サービスの利便性の一層の向上を図れるよう窓口センター及び必要に応じた現地担当組織を配置するものとする。

○一部事務組合等の取扱い

〔調整方針〕

1市1町が構成団体として加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

○使用料・手数料等の取扱い

〔調整方針〕

1市1町で差異のない使用料・手数料等については、原則現行のとおりとし、差異のある使用料・手数料等については、新市における住民の一体性の確保や、負担公平の原則から、適正な料金として調整するものとする。

○公共的団体等の取扱い

〔調整方針〕

公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

1. 1市1町で共通している団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
2. 独自の目的を持った団体については、合併時まで調整に努めるものとする。
3. 統合に時間を要する団体については、3年以内を目途に統合するよう調整に努めるものとする。

○補助金・交付金等の取扱い

〔調整方針〕

同種の補助金・交付金等については、原則として統一を図るよう調整するものとし、独自の補助金・交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

また、合併後においても、その事業目的や実績・効果並びに新市全体の均衡の観点から総合的に評価し、逐次調整を行うものとする。

○行政連絡機構の取扱い

〔調整方針〕

行政連絡機構については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内を目途に統一するものとする。

○町・字名の取扱い

〔調整方針〕

岩井市、猿島町の町・字の区域及び名称は、基本的には従前のとおりとし、大字の文字がついている区域については、「大字」を削除した名称に変更するものとする。

ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、変更を行うこととする。

○慣行の取扱い

〔調整方針〕

市章、市民憲章、市の花・木・鳥、市の宣言については、新市において定めるものとする。

表彰制度については、新市において制定するものとする。ただし、旧市町の名誉市町民については、当該称号及び待遇を新市に引き継ぐものとする。

○消防団の取扱い

〔調整方針〕

消防団については、合併時に統合再編するものとする。

行事等については、原則として新市に引き継ぐものとし、その実施方法や内容については新市において調整するものとする。

○納税の取扱い

〔調整方針〕

新市の納税の取扱いについては、口座振替制度とし、その他の差異のある制度については、合併時に統一するものとする。

○姉妹都市・国際交流事業の取扱い

〔調整方針〕

岩井市の姉妹都市については、新市の姉妹都市として引き継ぐものとする。

国際交流事業については、新市の事業として引き継ぐものとする。

○電算システムの取扱い

〔調整方針〕

合併時において電算システムを安定稼働させ、住民サービスの低下を招かないよう調整・統合を行うものとし、各種行政事務の迅速化や効率化による行政サービスの向上とIT社会に対応した利便性の一層の向上を図るものとする。

○窓口業務の取扱い

〔調整方針〕

住民サービスの低下を招かないようにするとともに、窓口サービスの総合化など広域的で利便性の高いサービスを等しく提供できるよう調整を図るものとする。

申請書、証明書、許可証等については、合併時まで統一するものとする。

○環境業務の取扱い

〔調整方針〕

環境に関する各種制度については、住民のよりよい生活環境を確保できるよう調整に努めることとする。

住民生活に密接に関わる制度については、当面は現行のとおりとし、計画中的ごみ処理施設の稼働時期や、利便性の一層の向上を考慮し、計画的に調整を図るものとする。

○国民健康保険事業の取扱い

〔調整方針〕

国民健康保険制度については、原則合併時に統一するものとする。

税率については、住民負担や医療費の動向を勘案しながら調整し、合併翌年度に統一するものとする。

人間ドック補助事業、医療福祉事業については、合併翌年度に統一するものとする。

○健康事業の取扱い

〔調整方針〕

健康事業については、実施内容や方法等を医師会や各関係団体と協議し、住民サービスの低下を招かないよう調整するものとする。

1市1町の保健センターについては、新市においても有効活用を図るものとする。

○福祉事業の取扱い

〔調整方針〕

1市1町双方が実施している各種福祉制度については、原則現行のとおりとし、内容に差異があるものについては、住民格差を生じさせないように調整するものとする。

いずれかの市町で実施している事業については、従来の実績等を考慮し、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

○介護保険事業の取扱い

〔調整方針〕

制度に基づく介護保険事業については、原則合併時に統一するものとする。ただし、保険料については、合併翌々年度に新保険料を設定するものとする。

独自に実施している介護保険事業については、住民格差を生じさせないように調整するものとする。

○農林水産事業の取扱い

〔調整方針〕

農林水産事業については、生産者や各関係団体と引き続き連携を図りながら、新市の事業を推進するものとする。

生産者等に係る支援制度については、合併時に統一するものとし、土地改良等の継続事業については、新市に引き継ぐものとする。

○商工観光事業の取扱い

〔調整方針〕

商工観光事業については、各関係団体の意向を踏まえ協議調整し、引き続き連携を図りながら新市の事業を推進するものとする。

金融制度については、格差を生じさせないように調整し、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。

各種イベント助成については、新市に引き継ぎ内容等を調整し、実施するものとする。

○水道事業の取扱い

〔調整方針〕

1市1町の水道事業に係る整備計画については、新市に引き継ぎ、継続して実施していくものとする。

水道料金等については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。

○下水道事業の取扱い

〔調整方針〕

1市1町で実施している下水道事業、農業集落排水事業については、引き続き実施していくものとする。

下水道事業、農業集落排水事業の各種制度については、合併後3年以内を目途に調整、統一するものとする。ただし、合併前に決定された各下水道事業区域の負担金及び各農業集落排水事業区域の分担金については、現行のとおりとする。

○建設関係事業の取扱い

〔調整方針〕

都市計画の区域区分及び地区計画については、新市に引き継ぐものとする。

生産緑地地区については、新市に引き継ぐものとし、指定をしていない地区については、調整し決定するものとする。

道路整備等の建設関係事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、制度等に差異があるものについては、原則として合併時まで統一するよう調整するものとする。

○学校教育事業の取扱い

〔調整方針〕

公立幼稚園及び私立幼稚園に関する各種制度並びに小中学校で実施している各種事業については、格差を生じさせないように合併翌年度を目途に調整し統一するものとする。

小中学校の区域については原則現行のとおりとし、必要に応じて見直しを図るよう、新市において調整するものとする。

学校給食センターについては、新市に引き継ぐものとし、給食費については、合併翌年度に統一するよう調整するものとする。

○生涯学習事業の取扱い

〔調整方針〕

生涯学習事業については、原則として新市に引き継ぎ、合併時或いは合併翌年度に統一するものとする。ただし、差異のある事業については、その実施方法や内容について新市において調整するものとする。

【第3回合併協議会】(平成16年9月27日・岩井市立総合体育館卓球場)

〔協議事項〕

協議第14号 坂東市建設計画の決定について

〔協議会概要〕

第3回合併協議会では、協議検討項目の最後となる坂東市建設計画の決定について協議した。前回承認された坂東市建設計画(案)について県との本協議の結果、茨城県知事から9月24日付文書で「異議ない」旨の回答がされた。これを受けて、改めて「坂東市建設計画の決定について」として合併協議会に提案され、承認された。

今回の協議会で、協議検討項目38項目すべての協議が整った。

また、合併協議会終了後、合併協定調印式が執り行われ、岩井市長、猿島町長が合併協定書に署名を行った。

【第4回合併協議会】（平成17年3月3日・猿島町中央公民館講堂）

〔報告事項〕

報告第9号 合併までに調整する事務事業等について

〔協議会概要〕

最後の合併協議会となる第4回合併協議会では、始めに、9月27日の合併協定調印式以降の経過と合併までのスケジュールの説明と併せて、合併までに調整する事務事業等についての報告がされた。

次に、その他として、坂東市の組織機構や岩井市・猿島町合併協議会の廃止についての説明がされた。

また、坂東市長が選挙で選出されるまでの間、市長の職務を行う職務執行者についての報告がされた。

7 建設計画の策定

(1) 岩井市・猿島町・境町建設計画策定経過

建設計画策定にあたっては、1市2町の企画・財政担当者、県職員（市町村課、地域計画課、県西地方総合事務所企画振興室）及び合併協議会事務局計画班員で構成する建設計画策定検討会を設置し、作業を進めてきた。また、必要に応じ県の関係課所の担当者に助言を求め、検討とりまとめを行ってきた。

策定検討会で作成した計画案については、合併担当課長会議、幹事会で、協議・検討を加えた後、協議会に提案され、さらに、協議会において指摘を受けた点について、追加・修正を行った。

平成16年5月20日から1市2町の12会場で、合併に関する住民説明会を開催し、新市まちづくり計画（素案）についての説明を行い、新市のまちづくりのビジョンを住民に提示することで、合併の有効性を訴え、参加していただいた多くの方々から、活発な意見が出された。

〔平成15年7月7日〕第3回合併協議会、新市建設計画策定方針案【提案】

〔平成15年8月6日〕第4回合併協議会、新市建設計画策定方針案【承認】

〔平成15年9月8日〕第5回協議会、新市まちづくり計画基本構想案【提案】

〔平成15年10月9日〕第6回協議会、新市まちづくり計画基本構想案【承認】

〔平成16年2月16日～18日〕県事業事前調整会議

〔平成16年3月2日〕第11回協議会、新市まちづくり計画分野別計画（素案）【提案】

〔平成16年3月29日〕第12回協議会、新市まちづくり計画分野別計画（素案）【継続】

〔平成16年4月21日〕県知事との事前協議提出

〔平成16年5月17日〕県知事との事前協議の結果回答

〔平成16年5月20日～6月9日〕合併に関する住民説明会開催（1市2町18会場）

〔平成16年5月28日〕第15回協議会、新市まちづくり計画（案）【提案】

〔平成16年6月18日〕茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において、1市2町による新市建設計画について審議

〔平成16年6月25日〕第15回協議会、新市まちづくり計画建設計画（案）【決定】

〔平成16年6月28日〕県知事との本協議提出

〔平成16年7月7日〕県知事との本協議、異議ない旨の回答

新市建設計画策定方針

1. 本計画策定の目的（趣旨）

本計画は、岩井市・猿島町・境町の合併による新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、1市2町の住民のみなさんに対して将来のビジョンを明らかにするとともに、その実現により本地域の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものです。

また、この計画は、合併特例法等に基づく様々な財政措置を受けるための前提となるものです。

2. 本計画の位置付け（総合計画との関係）

本計画は、1市2町において策定されている現行の基本構想及び総合計画との整合性を図ることを基本としつつ、新市の建設に不可欠な事業を定めるものとします。

また、合併後は本建設計画の趣旨・内容を踏まえて、すみやかに新市の総合計画を策定するものとします。

3. 計画の名称

本計画の名称は「新市まちづくり計画」とします。

4. 計画の構成

構成案の詳細については別紙（「新市建設計画の具体的構成（案）について」）のとおりとします。

合併特例法第5条により、定めるものとされている事項について、本計画では概ね次のとおり策定します。

特例法で例示されている事項	本計画での位置付け
1 新市の建設の基本方針	第3部 新市建設の基本構想
2 新市又は県が実施する新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項	第4部 基本構想を実現するための分野別計画
3 公共施設の統合整備に関する事項	第5部 公共施設の統合整備
4 新市の財政計画	第6部 財政計画

5. 計画期間

本計画の計画期間は平成17年度から平成26年度までの10カ年とします。

6. 計画区域

本計画の計画区域は、1市2町の全区域とします。

7. 計画策定上の基本的考え方

これまで1市2町が目指してきたもの（総合計画等）を踏まえるとともに、合併の効果を生かして、21世紀の新市のまちづくりを検討する。

(1) 新市の発展を支える基盤づくりとまちづくりの推進

・首都圏中央連絡自動車道や国道354号バイパス等の広域交通ネットワークの整備を生かした交流都市づくり

(2) 共通する地域資源を生かしたまちづくり

（地域資源の集積，一大拠点の形成，新市のイメージ形成・アピール）

・夏ねぎ，レタス，トマトなど日本を代表する生鮮食料品供給基地としての更なる展開

・利根川，西連川などの河川や猿島台地の豊かなみどりの保全・活用

・猿島茶，平将門などの当地域固有の歴史・文化の継承・発信

・利根川，さしま少年自然の家，自然博物館，ベルフォーレ，逆井城址など内外に誇れる観光資源・イベント等のネットワーク化と内外との交流促進

(3) 地球環境・自然環境との共生

（新市が誇る「自然」をキーワード，新設するゴミ焼却場の活用）

・豊かな自然環境と都市空間の調和した快適創造都市づくり

(4) 行財政基盤の強化による行政サービスの向上

（専門的スタッフの育成，マンパワーの重点配備等，公共施設の有効活用）

・少子高齢化社会に対応したグレードの高い福祉社会の実現

・文化活動，スポーツ活動などの充実した豊かな市民生活の実現

・様々な分野で自立した都市づくり

(2) 岩井市・猿島町建設計画策定経過

新市建設計画の策定に当たっては、岩井市、猿島町、境町合併協議会で策定した「坂東市まちづくり計画（案）」を踏襲することを計画策定基本方針に掲げた。

- [平成16年 8月12日] 第1回合併協議会，新市建設計画策定方針【承認】
 [平成16年 8月30日] 第2回合併協議会，坂東市建設計画（案）【承認】
 [平成16年 8月30日] 1市1町の新市建設計画（案）の県知事との本協議提出
 [平成16年 9月22日] 茨城県議会「市町村合併に伴う新生活圏づくり調査特別委員会」において，1市1町による新市建設計画について審議
 [平成16年 9月24日] 1市1町の新市建設計画（案）の県知事との本協議，異議ない旨の回答
 [平成16年 9月27日] 第3回合併協議会，坂東市建設計画【決定】
 [平成16年10月 8日] 合併特例法第5条第4項に基づき坂東市建設計画を総務大臣及び茨城県知事に送付

新市建設計画策定方針

新市建設計画の策定にあたっては，岩井市・猿島町・境町合併協議会で策定した「坂東市まちづくり計画（案）」を踏襲するものとし，下記の点を基本とする。

記

1. 計画の構成については，別添のとおりとする。
2. 岩井市及び猿島町の総合計画をベースとしつつ，「坂東市まちづくり計画（案）」において検討した合併効果を発揮した新しいまちづくりのための施策を踏まえ，新市のまちづくりを検討する。
3. 財政計画の策定や合併支援制度の活用にあたっては，合併後の一体性の確立や均衡ある発展に資する施策の実現を図るとともに，健全な財政運営が担保できるよう配慮する。

〈別添〉

新市建設計画の構成について

第1部 序 論
第1章 合併の必要性和効果
第2章 計画策定の方針
第2部 新市の概況
第1章 位置と地勢
第2章 人口等の想定
第3章 新市を取りまく状況等
第3部 新市建設の基本構想
第1章 新市の将来像
第2章 新市建設の基本方針
第3章 新市の土地利用構想
第4部 基本構想を実現するための分野別計画
第1章 施策体系
第2章 分野別計画
第3章 分野別計画を推進するプロジェクト
第5部 公共的施設の統合整備
第6部 財政計画

(3) 知事協議

岩猿協発第12号 平成16年 8月30日
茨城県知事 橋 本 昌 様

岩井市・猿島町合併協議会
会 長 石 塚 仁太郎

合併協議会が定める新市建設計画について（協議）

市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づき、「坂東市建設計画（案）」を作成しましたので、協議いたします。

記

1 提 出 書 類 「坂東市建設計画（案）」 30部

広 行 第 114 号
平成16年 9 月24日

岩井市・猿島町合併協議会
会 長 石 塚 仁太郎 殿

茨城県知事 橋 本 昌

「坂東市建設計画（案）」に係る協議について（回答）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第3項の規定に基づき、平成16年8月30日付け岩猿協発第12号をもって協議のあったこのことについては、異議ありません。

(4) 建設計画の送付

岩猿協発第23号
平成16年10月8日

総務大臣 麻 生 太 郎 様
茨城県知事 橋 本 昌 様

岩井市・猿島町合併協議会
会 長 石 塚 仁太郎

新市建設計画の送付について

このことについて、「坂東市建設計画」を作成しましたので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第4項の規定に基づき、送付いたします。

記

（総務大臣）

1 提 出 書 類 「坂東市建設計画」 30部

(茨城県知事)

1 提出書類 「坂東市建設計画」 20部

8 合併協定調印式

平成16年9月27日の第3回合併協議会終了後、岩井市・猿島町合併協定調印式が行われた。

はじめに、合併協定書の概要、続いて署名の手続きなどが説明された後、岩井市、猿島町両議会議員、傍聴者の皆さんが見守るなか、岩井市長・猿島町長が38の協議項目の記載された合併協定書に署名を行った。続いて、立会人として合併協議会委員それぞれの署名が行われた。

協議会委員全員の署名終了後、あらためて協定書の交換が行われ、首長同士の堅い握手が交わされた。

その後、岩井市長、猿島町長、岩井市議会議長よりあいさつがあり、盛大な拍手で締めくくられ調印式が終了した。

同日午後、岩井市長・猿島町長並びに両議会議長で茨城県知事を訪れ、立会人としての署名をいただき、すべての調印が終了した。

○岩井市・猿島町合併協定調印式次第

日時 平成16年9月27日（月）

場所 岩井市立総合体育館 卓球場

- 1 開 式
- 2 合併協定書概要説明
- 3 合併協定調印
 - ・市町長署名
 - ・立会人（合併協議会委員）署名
 - ・記念撮影
- 4 市長あいさつ
- 5 町長あいさつ
- 6 閉 式

○岩井市長あいさつ

本日、坂東市建設計画を決定頂き、38の協定項目全ての協議が整い、ただいま、めでたく岩井市と猿島町との合併協定の調印を執り行うことができました。

私は、合併協議会会長として、そして、岩井市長として、ここに調印書に署名し、こうして猿島町長さんと調印書を取り交わし、委員の皆様と共に、喜びと達成感を共有できましたことを心からうれしく感じております。1年半に及ぶ合併協議の結びの日として、また、両市町が新たな歩みをスタートさせる日として、今日という日を迎えることができ、深い感慨と感動で胸がいっぱいございます。

合併協議が整い、ここまで来ることが出来たのも、猿島町の野口町長さん、ここにご出席賜っている野本委員さん、稲毛田委員さんをはじめとする19名の委員の皆様、さらには、本日お出でを頂いております岩井市議会並びに猿島町議会の議員の皆様、格別の御協力・御尽力の賜物であります。心から御礼申し上げます。

また、当地域の合併協議に並々ならぬご支援・ご配慮を賜りました茨城県知事や茨城県議会議員

の皆様、茨城県の職員の皆様に篤く感謝を申し上げます次第であります。

ここまで事務レベルでの作業に精力的に取り組んできた両市町の職員の皆さんに対しましても、慰労と感謝の意を表するものであります。

この市町村合併という歴史的な大事業に対しましての、委員の皆様や議会議員の皆様の御尽力に思いを馳せますと、本日、このように岩井市と猿島町が心一つにして、合併協議を成し遂げることができましたことは、誠に感慨無量であります。

思えば、ここに至るまで、私どもの合併協議は、必ずしも平坦な道のりばかりではありませんでした。17回に及ぶ1市2町合併協議会での協議、その後の境町における住民投票の実施決定に伴い、並行して進めた1市1町の合併協議会の開催など、多くの苦労を重ねてまいりました。しかし、当地域の未来を見据え、合併実現に向けて確固たる信念、小異は残しつつも大同につくという理念と相互の信頼関係を基に、猿島町長さんと手を取り合って、真剣に協議を進め、困難な状況を乗り越えて来た訳でございます。その間、岩井市民や猿島町民の皆様からは、坂東市誕生に向けましての熱い期待と合併推進への力強いご支援を賜りました。住民の皆様から心から感謝申し上げます次第であります。

さて、岩井市と猿島町は、これまで、平将門や逆井城跡など、それぞれが内外に誇る歴史や伝統を守りながら、特色のあるまちづくりを進め、発展してまいりました。また、隣接する自治体として、互いに協力し合い、交流してきたところでございます。

来年3月22日に誕生する坂東市は、このような両市町の伝統や歴史を大切にしつつ、「坂東市建設計画」を着実に推進し、一層の飛躍を図ろうとしているところであります。

私は、新市が合併効果を遺憾なく発揮し、「広域交通体系を生かした人・もの・情報の一大交流拠点の形成」や「全国に名を馳せる生鮮野菜供給基地としての地位の確立」といった新市の目標が必ずや達成されることを、そして、そのような夢のあるまちを、市民全員が力を合わせて創っていくことを、心から願うものであります。

ご列席の委員の皆様並びに岩井市議会及び猿島町議会の議員の皆様におかれましても、「人と自然が織りなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」の実現に向けまして、なお一層の御支援を賜りますよう、心から御願い申し上げます。

さて、結びとなりますが、ただいま、皆様に署名を頂きました調印書につきまして、茨城県知事に立会人としての御署名を頂くため、本日、午後、私と野口町長さん、野本議長さん、稲毛田議長さんの4人で、県庁へ出向き、そこで、経過報告を行いましたうえ、知事の御署名を頂く予定でございます。

今後は、両市町議会において議決を賜ったうえ、10月7日に、「合併協定締結報告並びに合併申請式」を、岩井市の分館長並びに区長さん、猿島町の区長さんにご列席を頂きますとともに、知事、県議会議員、国会議員の皆様のご臨席を賜り、挙行いたしたいと考えております。

今後の合併手続を円滑に進めることができますよう、一層のご協力を重ねて御願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

○猿島町長あいさつ

皆様、本日は第3回協議会に引き続きまして大変ご苦労さまでございます。

岩井市と猿島町の合併協定調印式にあたり、猿島町を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどは、厳正のうちにも滞りなく合併協定書の調印を終えることができましたことは、合併という大事業に関わってまいりました者の一人として、大きな喜びを感じるとともに、来年3月の「坂東市」の誕生に向けて今後も懸命に努力する決意を新たにいたしましたところであります。

今日を迎えられましたのも、ここにご列席の合併協議会委員の皆様をはじめ、茨城県当局、両市町の議会議員の皆様、1市1町の関係者の皆様のご尽力の賜であり、心から敬意と感謝を申し上げます。

ところでございます。

顧みますと、平成15年5月14日に1市2町の合併協議会が発足してから、本年7月まで17回におよび協議を重ねて参りました。境町の結果は大変残念ではありましたが、両市町においては、住民の皆様にごできる限り説明し、対等な立場・互譲の精神を貫き、この大事業を成し遂げられました協議会委員の皆様、すべての関係者に改めて感謝申し上げます。

本日の調印をさかいに、10年後、20年後に合併して本当に良かったと、市民の皆様と言われるよう、質の高い行政サービスを行う自治体として、坂東市が発展していくことを願っております。

これから来年3月の新市スタートに向けて、いままで以上に関係者が心を合わせ準備に邁進する決意でありますので、皆様のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、ご参会の皆様のご協力に重ねて感謝申し上げるとともに、ご健康とご多幸をご祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

9 合併関連議案の議決

合併協定調印式を経て、平成17年10月7日には、岩井市議会（平成16年第4回臨時会）と猿島町議会（平成16年第3回臨時会）が同時に開催され、次の合併関連議案5件を上程し、いずれも原案のとおり可決された。

(1) 廃置分合に関する議会の議決書謄本

議案第61号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

岩井市長 石 塚 仁太郎

議案第45号

岩井市及び猿島郡猿島町の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月22日から岩井市及び猿島郡猿島町を廃し、その区域をもって坂東市を設置することを茨城県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年10月7日提出

猿島町長 野 口 正 夫